

# 第4次宜野座村地域福祉計画 第5次宜野座村地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

～ずっと暮らしたい、ふれあい・支え合いのある宜野座村～



発行年月：令和8年7月

発行：宜野座村 健康福祉課

〒904-1392 宜野座村国頭郡宜野座村字宜野座296番地

電話：098-968-3253

FAX：098-968-5504

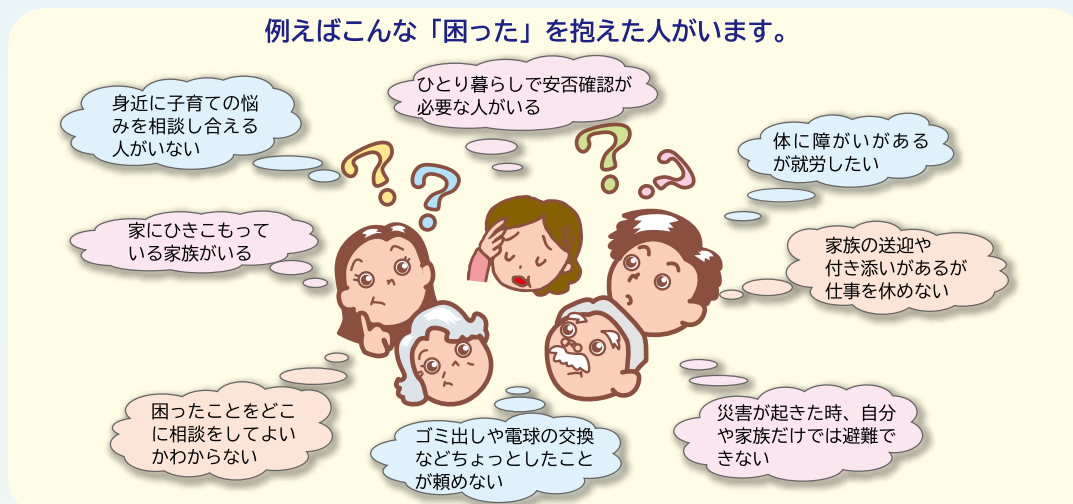


## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり(地域共生社会)』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要な場合も多くあります。

例えばこんな「困った」を抱えた人がいます。



人と人の絆が失われつつあると言われていますが『共に生き、支え合う地域づくり(地域共生社会)』のためには、「地域の人は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが、人とのつながりを大切にし、お互いに支えたり、支えられたりする関係や活動を、広げていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。



## 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための仕組みをつくるために、社会福祉法第107条に基づき策定する計画であり、地域の様々な問題、住民の困りごとや不安に向き合い解決を図るために、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取り組みにより地域福祉を推進するための計画です。

自助

自分で自分を助けること。  
自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった自発的に自身の生活課題を解決する力

互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。  
相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しい仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定されます

共助  
(保険)

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます

公助

自助・互助・共助では対応出来ないこと(生活困窮等)に対して、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。公による負担(税による負担)で成り立ち、村が実施する高齢者福祉事業のほか、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策などが該当します



## 村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との「一体的」策定

社会福祉協議会の地域福祉活動計画は行政計画ではありませんが、村と社会福祉協議会が同じ方向性を持ち、一丸となって地域福祉を推進していくために、村の地域福祉計画と一体的に策定し、具体性と実行性のある施策展開を図っています。

### 第4次宜野座村地域福祉計画・第5次宜野座村地域福祉活動計画

#### 地域福祉計画

地域福祉の推進主体である村民の参画による地域活動や支え合いの充実、地域課題を解決するための体制づくり、福祉サービスの利用を円滑にするための方策などについて指針を示す行政計画です。

#### 地域福祉活動計画

地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容や支援施策を示す計画です。



## 3つの計画の包含について

この計画には、地域共生社会の実現を目指す観点から、困りごとを抱える人たちを支えるための、以下の3つの計画も含めて策定しています。

### 第4次宜野座村地域福祉計画・第5次宜野座村地域福祉活動計画

#### 宜野座村自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項では、市町村は自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めることとされている。

#### 宜野座村成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条では、市町村は住民の成年後見制度の利用を促進するための基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

#### 宜野座村再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項では、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされている。



## 計画の基本理念

住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らしを営むことは、すべての人が願うところです。しかし、福祉の支援を必要とする人が、安心して暮らせるようきめ細かく対応していくには、行政側の取り組みだけでは十分ではありません。行政による支援とともに、地域に住む全ての人が地域福祉の推進に、主体的に参画していくことが求められます。

そのためには年齢や性、障がいの有無などに関わらず、地域に住むみんなが社会の一員であることを認め合い、お互いの個性を尊重し、困った時に支え合っていくことが大切です。

本村においては、地域に住む一人ひとりが、その人らしく、自立した生活を送ることができる社会を形成していくために、地域にある相互扶助の精神や連帯感の良さを生かしながら、住民同士のつながりを広げ、困ったときには、みんなが福祉の担い手となると同時に、受け手として「お互い様」の関係を築いていきます。そうした、ふれあい・支え合いのある関係が地域に根づいていくことで、地域に住む誰もが心豊かで、ずっと暮らしたいと思えるむらの実現を目指します。

その実現を目指す本計画の基本理念として、前計画の理念を継承し次に掲げます。

## ずっと暮らしたい、ふれあい・支え合いのある宜野座村



## 計画の基本目標

### 基本目標1 互いに認め合い、支え合う地域づくり

地域福祉を推進する上で大切なのは、地域社会において誰もが互いを認め合い、支え合っていくことです。そうした意識や行動が住民一人ひとりに定着するよう、住民同士の交流機会の確保や福祉意識の向上に取り組みます。

また、複雑・多様化する生活課題への対応には、公的サービスの提供だけではなく、地域住民が地域課題を知り、課題解決に主体的に関わっていくことが求められています。住民が主体となった福祉活動の推進を図るために、各区を基本とした地域福祉への住民参加の仕組みをつくるとともに、ボランティア活動や福祉関係団体の活動を支援します。

### 基本目標2 一人ひとりが自立し、いきいきと暮らせる地域づくり

誰もが健やかにその人らしく自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを行うほか、世帯が抱える「複雑化・複合化」した多様な困りごとに対応するため、包括的な相談支援や情報提供の充実を図ります。

また、適切な支援が受けられるよう、サービスの質の向上を図ります。

さらに、生活の質を保持する基盤となる健康づくりを推進します。

### 基本目標3 誰一人取り残さない地域づくり

一人ひとりの住民が安心して地域生活を送れるように、権利擁護や虐待の防止に取り組みます。

誰一人取り残さない地域づくりのために、経済的に困っている人の自立支援や生活困窮家庭のこどもの支援を充実するほか、自殺対策、再犯防止対策など、困り感を抱える人の支援を推進します。

### 基本目標4 快適で安心・安全に暮らせる地域づくり

住民の社会参加の促進と快適で安全な暮らしを実現するために、誰もが利用しやすいように道路や建物等の生活環境のバリアフリーの推進とともに、ユニバーサルデザインの普及等に取り組みます。

また、犯罪や災害から住民を守り、安心して暮らしていけるよう地域と連携した防犯対策、防災対策の充実を図ります。



# 地域福祉計画の施策体系

## 基本目標 1 互いに認め合い、支え合う地域づくり

| 基本施策                              | 村の取組                                                       | 社会福祉協議会の取組                                                                                                          |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 地域のつながりづくり                     | ①あいさつ、声かけの普及<br>②自治会への参加促進<br>③地域交流の推進                     | ①行事・活動を通じた住民同士の交流の場づくりの開催<br>②地区ミニデイサービスへの協力・支援<br>③地域交流の推進                                                         |
| 2. 地域における支え合いの仕組みづくり(包括的な支援体制の構築) | ①要支援者発見ネットワークの推進<br>②協議体の位置づけと活動の推進<br>③生活支援コーディネーターの活動の充実 | ①住民参加の福祉活動の仕組みづくり<br>②地域福祉懇談会の開催<br>③第2層協議体と連携したボランティア活動の推進                                                         |
| 3. ボランティア・福祉関係団体の活動支援             | ①ボランティア活動の推進支援<br>②福祉関係団体の活動支援<br>③民生委員・児童委員の活動支援          | ①ボランティアに関する情報提供の充実<br>②ボランティア活動の推進<br>③ボランティアコーディネーターの確保<br>④ボランティア交流会の実施<br>⑤福祉関係団体・自助グループの育成支援<br>⑥民生委員・児童委員の活動支援 |
| 4. 福祉意識の向上                        | ①福祉意識啓発の充実<br>②福祉への関心を育む教育の推進<br>③男女共同参画の推進<br>④人権尊重の意識啓発  | ①福祉啓発期間における啓発活動の推進<br>②イベントにおける理解啓発の推進<br>③広報活動の充実<br>④募金運動の推進<br>⑤ボランティア活動協力校の推進<br>⑥学校と連携した福祉教育の推進                |
| 5. 地域福祉活動の基盤整備                    | ①村社会福祉協議会への支援                                              | ①社会福祉協議会の基盤整備<br>②地域福祉活動の財源確保                                                                                       |

## 基本目標 2 一人ひとりが自立し、いきいきと暮らせる地域づくり

| 基本施策                 | 村の取組                                          | 社会福祉協議会の取組                                                                                                                                                                           |
|----------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 包括的な相談支援の充実       | ①相談窓口の周知と利用啓発<br>②包括的な相談支援体制の構築               | ①相談窓口の周知強化<br>②関係機関等との連携<br>③包括的相談支援の充実<br>④法律相談の推進                                                                                                                                  |
| 2. 情報提供の充実           | ①情報提供手段の充実<br>②相談窓口間の連携による情報提供の推進             | ①社協のパンフレットやホームページ、SNS等の媒体による情報提供の実施                                                                                                                                                  |
| 3. 生活を支援するサービス提供等の充実 | ①サービス提供体制の充実<br>②サービスの質の向上                    | ①ふれあい給食サービスの推進<br>②福祉用具無償貸与事業の推進<br>③福祉有償運送事業の推進<br>④ふれあい食堂の推進<br>⑤サービス等の提供の推進<br>⑥移動支援事業の推進(村受託事業)<br>⑦地域活動支援センター事業の推進(村受託事業)<br>⑧要介護老人等外出支援サービス事業の推進(村受託事業)<br>⑨軽度生活支援事業の推進(村受託事業) |
| 4. 健康づくりの推進          | ①健康への意識啓発<br>②受診勧奨と保健指導の強化<br>③個人の健康を支える環境づくり | ①健康づくりに関する啓発・広報の推進<br>②ミニデイサービス等での健康づくりの充実                                                                                                                                           |

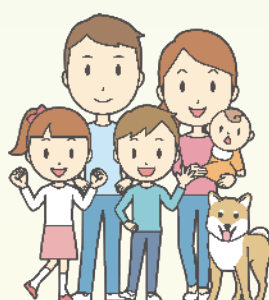


### 基本目標3 誰一人取り残さない地域づくり

| 基本施策               | 村の取組                                                                                   | 社会福祉協議会の取組                                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 権利擁護・虐待等防止対策の推進 | ①権利擁護のための制度等の利用支援<br>②成年後見制度利用の促進<br>③虐待等防止についての周知・広報<br>④虐待に対応する体制の整備充実               | ①日常的金銭管理事業、緊急一時預かり事業の構築と推進<br>②日常生活自立支援事業の推進（県社協受託事業）<br>③成年後見制度利用促進計画との連携        |
| 2. 生活困窮者等自立支援の推進   | ①生活保護制度の適正実施の推進<br>②生活困窮者等への支援<br>③就学援助費の支給推進<br>④子ども支援員の活動推進<br>⑤子どもが安心して過ごせる居場所の運営支援 | ①食糧支援の推進<br>②法外援護の推進<br>③募金運動の推進（再掲）<br>④生活困窮世帯支援活動への協力<br>⑤生活福祉資金の貸付の周知広報（県社協受託） |
| 3. 困難な状況にある人への支援充実 | ①自殺対策の推進<br>②再犯防止対策の推進<br>③ひきこもり、不登校対策の推進                                              | ①自殺予防対策の推進<br>②見守り活動による孤立防止の推進<br>③再犯防止に関する理解と広報活動<br>④ひきこもり・不登校対策への協力            |

### 基本目標4 快適で安心・安全に暮らせる地域づくり

| 基本施策             | 村の取組                                                            | 社会福祉協議会の取組                                                    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1. 人にやさしい生活環境の整備 | ①公共施設のバリアフリー推進<br>②ユニバーサルデザインの普及啓発<br>③住まいに関する支援                | ①バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及促進<br>②意思疎通支援の普及促進                       |
| 2. 防犯対策の推進       | ①子ども等への防犯対策の推進<br>②防犯設備の整備推進<br>③地域防犯対策の推進<br>④通報システムの普及推進      | ①子どもを守るネットワークづくり<br>②消費者被害への対応の充実                             |
| 3. 防災対策の推進       | ①防災対策の推進<br>②災害時避難行動要支援者への支援体制の充実<br>③火災警報器の設置推進<br>④感染症の拡大防止対策 | ①災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進<br>②福祉避難所の管理運営の充実<br>③要支援者への防災意識の啓発推進 |





# 自殺対策計画

## 計画の策定にあたって

本村においては、平成 29 年以降毎年自殺に追い込まれる方がいます。また、アンケート調査で、これまでの人生の中で、本気で自殺したいと「思ったことがある」と答えた方が 19.2%、「今でも思っている」と答えたが 1.1%となっていることから、本村における自殺対策を総合的に推進する必要があります。このため「自殺総合対策推進大綱」を踏まえて、「誰も自殺に追い込まれない宜野座村」を目指し、「自殺対策計画」を策定します。

## 具体的施策

| 基本施策                            | 取組                                                                                                         |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)地域におけるネットワークの強化              | ①相談窓口における自殺リスク発見機能の充実<br>②業務を通じた自殺リスク発見機能の充実<br>③地域ネットワークの充実<br>④関係機関との連携と情報共有<br>⑤自殺対策連絡会議(仮称)の開催         |
| (2)自殺対策を支える人材の育成                | ①ゲートキーパー養成研修の推進(村職員対象)<br>②ゲートキーパー養成研修の推進(村職員以外の関係者対象)<br>③ゲートキーパー養成研修の推進(地域を対象)<br>④教職員への研修の充実            |
| (3)住民への啓発と周知                    | ①自殺予防週間等における普及啓発<br>②相談窓口の周知と利用促進<br>③精神疾患等に対する正しい知識の普及啓発                                                  |
| (4)生きるための支援<br>(生きることの促進要因への支援) | ①高齢者への支援<br>②障がい者等への支援<br>③家族等介護者への支援<br>④妊産婦及び子育て家庭への支援<br>⑤働く人への支援<br>⑥生活困窮者・無職者への支援<br>⑦その他の悩みを抱える人への支援 |
| (5)子ども・若者に対する取り組み               | ①児童生徒への相談支援及び教育(SOSの出し方に関する教育)<br>②生活困窮世帯の子どもへの支援                                                          |

## 重点施策(こども・若者に対する支援)

- (1)地域におけるネットワークの強化
- ①包括的な相談支援の推進
  - ②子ども・若者が自分らしく過ごせる居場所づくりの推進
  - ③子ども・若者の周りにいる支援者の理解を深める
  - ④子ども・若者運営協議会の開催





## 成年後見制度利用促進基本計画

### 計画の基本的な考え方

権利擁護・成年後見に関する現状をみると、認知症高齢者を中心として成年後見制度の利用支援が必要となる状況があり、今後、75歳以上高齢者の増加や身寄りのない高齢者の増加及び知的障がい、精神障がいを抱える人の高齢化などにより、成年後見制度の利用が増えていくことが見込まれます。また村民の成年後見に対する理解度は未だ低く、制度の周知広報も必要な状況にあります。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、人権や財産などの権利が守られることも重要です。成年後見制度を利用するための支援環境の整備や、権利擁護と成年後見制度の周知広報など、利用者、支援者側両方の備えを整えていく必要があります。

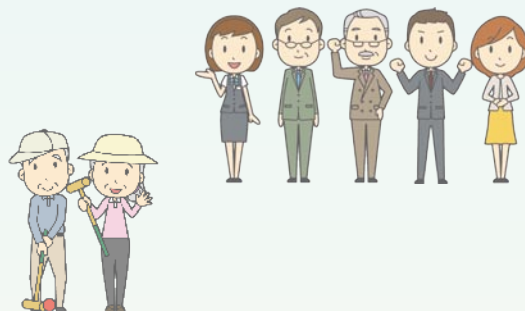
成年後見制度を必要としている人を発見し、支援につないでいく機能や一人ひとりのケースに応じた支援を行う体制構築を推進していきます。

#### 【施策の柱】

- ①成年後見制度についての広報・相談体制の充実
- ②中核機関の整備
- ③チーム・協議会の設置
- ④地域連携ネットワーク構築・運用

### 具体的施策

- (1)成年後見制度についての広報・相談体制の充実
- (2)中核機関及び協議会の整備
- (3)地域連携ネットワーク機能の整備
- (4)権利擁護支援チームの整備
- (5)成年後見制度の利用支援
- (6)市民後見人の養成・法人後見の普及



## 再犯防止推進計画

### 計画の基本的な考え方

犯罪や非行をした者等の自立生活を支え、困難を乗り越え、社会復帰を目指していくために、地域や関係機関等が相互に連携を図りながら、就労や住まい、地域生活、福祉的支援等に取り組んでいきます。村民へのアンケート調査結果では、保護司の周知度が低い状況にあるものの、誰一人とり残さない社会づくりの観点から、立ち直り支援を大切と感じている割合は高く、地域の中で支援していくことには前向きな意見が多く見られました。このため、本計画においては、再犯防止のため、村民の理解向上を図ることを重視するとともに保護司との連携により支援しやすい環境づくりを行うこと、支援を必要とする人に対して適切にサポートを行い、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 具体的施策

- (1)関係機関・団体と連携した立ち直り支援の実施
- (2)相談窓口の周知・紹介
- (3)地域の理解・啓発
- (4)犯罪被害者等支援条例の制定と周知・広報

